

新潟薬科大学公的研究費の不正使用防止等に関する取扱規程

制 定 平成29年2月14日
最新改正 令和3年10月12日

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)及び新潟薬科大学における公的研究費の管理・運営に関する基本方針(平成27年4月1日制定)に基づき、新潟薬科大学(以下「本学」という。)における公的研究費の不正使用(以下「不正使用」という。)を防止するため必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員(教職員、学生等の身分及び特任、客員等の呼称並びに公的研究費の主たる受給者であるか否かは問わない。以下「構成員」という。)に適用するものとする。

(定義)

第3条 この規程において、公的研究費とは、特定の研究を遂行する目的で国、地方公共団体、独立行政法人及び特殊法人等の公的機関から交付等される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等をいう。

2 この規程において、不正使用とは、構成員が公的研究費の応募時・申請時に虚偽の内容によって公的研究費を不正受給する等の行為、取引業者への預け金又は取引業者との癒着、虚偽の出張、虚偽の研究補助者雇用等によって公的研究費を不正に使用する行為のほか、公的研究費の配分機関が定める関係法令、規則及び通達等(以下「法令等」という。)並びにこの規程、学校法人新潟科学技術学園(以下「学園」という。)及び本学の関係諸規程等に違反して公的研究費を使用する行為をいう。

(責任者の設置)

第4条 本学は、公的研究費を適切に運営及び管理するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、学長をもって充て、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の管理・運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、教育研究評議会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について会議構成員等と議論を深める。

5 最高管理責任者は、自ら様々な啓発活動を定期的に行い、不正根絶に向けた構成員の意識の向上と浸透を図る。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、副学長のうち、学長の指名する者をもって充て、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について、本学全体を統括する実質的な責任を有する。

2 統括管理責任者は、公的研究費の管理・運営に関する組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策(不正防止計画、コンプライアンス教育及び啓発活動等の計画を含む。)を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、事務部長とし、本学における公的研究費の管理・運営について、実質的な責任を有する。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

(1) 本学における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、構成員に対し、第10条に規定するコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 構成員が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(管理監督責任)

第8条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、それぞれの職務においてその管理監督の責務を十分果たさず、結果的に不正を招いた場合には、その責任を負うものとする。

(不正防止計画推進体制)

第9条 不正使用を防止し、適正使用を推進するため、統括管理責任者の下に不正防止計画推進部署を置き、事務部基盤整備課をもって充てる。

2 不正防止計画推進部署は、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、本学全体の状況を体系的に整理・評価した上で、統括管理責任者ととも本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

3 統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

4 不正防止計画の策定に当たっては、第2項で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

5 不正防止計画推進部署は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(コンプライアンス教育及び啓発活動の実施)

第10条 コンプライアンス教育は、構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させ、本学の規程及び関係ルール等を遵守する義務があることを周知することを目的に実施する。

2 コンプライアンス教育は、原則として構成員の全てが受講しなければならない。

3 コンプライアンス教育は、次の各号に掲げる内容とする。

(1) 不正が発覚した場合の本学への影響

(2) 関係ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項

(3) 不正が発覚した場合の懲戒等の処分・自らの弁償責任、公的研究費の配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置

(4) 本学における不正防止対策

4 本学は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るため、構成員から公的研究費の適正使用に関する誓約書を提出させるものとする。

5 前項に規定する誓約書の提出がない場合には、公的研究費への申請、管理及び運営に関わることができないものとする。

6 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育にとどまらず、構成員に対して、不正根絶に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として継続的な啓発活動を実施する。

(取引業者からの誓約書の徴収)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、一定の取引実績のある業者については、不正使用に関与しないこと、また内部監査やその他調査に協力すること等を明記した誓約書を徴するものとする。

(相談体制)

第12条 関係ルールについて、本学内外からの相談を受け付けるため、「相談窓口」を事務部基盤整備課及び学事課に置き、次の各号に掲げる事項に関し、協力して対応するものとする。

- (1) 基盤整備課は、所掌する公的研究費の受入、執行及び報告等に関すること。
- (2) 学事課は、研究費等の執行全般に関すること。

(通報窓口等)

第13条 不正使用に関する本学内外からの通報を受け付けるため、学園法人本部事務局財務部に通報窓口担当者を置き、財務部長をもって充てる。

(通報の受付等)

第14条 通報は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により受け付けるものとする。

- 2 通報は、原則として顕名によるものとする。ただし、匿名による通報であっても、不正使用を行ったとする個人、グループ及び事案の概要等が明示されている等その内容によっては、顕名による通報に準じて取り扱うものとする。
- 3 通報窓口担当者は、通報を受け付けたときは、直ちに統括管理責任者を經由して最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、通報された内容に関する事実関係の予備調査を、必要に応じて、関係部局の長又は通報窓口担当者等に指示し、調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、通報を受け付けた日から30日以内に内容の合理性を確認し、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否について当該公的研究費の配分機関に報告するものとする。また、報道機関や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も同様の取り扱いとする。
- 6 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、通報者に対し、調査を行う旨を通知する。調査を行わないことを決定した場合、通報者に対し、調査を行わない旨及びその理由を通知する。
- 7 最高管理責任者は、通報内容に本学以外の者を対象とするものが含まれるときは、必要に応じて、被通報者（その者が不正使用を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。以下同じ。）の所属機関又はその他関係機関等に通知するものとする。
- 8 最高管理責任者は、不正使用のおそれがある、又は不正使用を求められているという通報の場合において、相当の理由があると認めるときは、被通報者及び当該不正使用に関与する者（以下「調査対象者」という。）に警告を行うものとする。

(不誠実な通報)

第15条 学園は、不誠実（被通報者若しくは所属機関に不利益を与えることを目的とした虚偽又は誹謗中傷その他の不正を目的とする意思をいう。以下同じ。）な通報があったときは、不誠実な通報を行った者に対し、氏名の公表、懲戒処分及び刑事告発等の相応の措置をとることができる。

(調査委員会)

第16条 最高管理責任者は、第14条第5項において調査の実施を決定したときは、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、速やかに事実関係を調査させなければならない。

- 2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) コンプライアンス推進責任者
 - (3) 学外の弁護士又は公認会計士等 若干人
 - (4) 最高管理責任者が指名する教職員 若干人
- 3 前項に掲げる委員は、告発者及び調査対象者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 4 委員会に委員長を置き、最高管理責任者の指名する者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 8 議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、議長が必要と認めたときは、出席者の3分の2以上をもって決することができる。
- 9 委員長が必要と認めるときは、当該事案について専門的知識を有する者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。
- 10 委員会委員の任期は、当該事案について委員会の調査が終了するまでの期間とする。

(調査)

第17条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- (1) 不正使用の有無
 - (2) 不正使用の内容
 - (3) 不正使用に関与した者及びその関与の程度
 - (4) 不正使用の相当額
 - (5) その他調査に必要な事項
- 2 委員会は、前項の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 - (1) 通報者、調査対象者及びその他関係者（以下「関係者」という。）からの聴取
 - (2) 通報内容の精査
 - (3) 関係資料等の調査
 - (4) その他調査に必要な事項
 - 3 関係者は、委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。
 - 4 関係者は、委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、調査が完了するまでの間、必要に応じて、調査対象者に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。
 - 6 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び調査方法等について、当該公的研究費の配分機関に報告及び協議するものとする。
 - 7 最高管理責任者は、当該公的研究費の配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該公的研究費の配分機関に提出するものとする。
 - 8 本学は、調査に支障のある場合等、正当な事由がある場合を除き、当該公的研究費の配分機関から調査資料の提出又は閲覧、現地調査を求められた場合は、これに応じるものとする。

(認定)

第18条 委員会は、前条第1項で調査した事項について認定を行う。

- 2 委員会は、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 委員長は、通報、報道、監査及びその他外部機関からの依頼等を受けた日から原則210日以内に調査結果、不正発生要因、不正使用を行った者及び不正使用に関与した者（以下「不正使用者」という。）が関わる公的研究費の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者に提出しなければならない。ただし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、当該公的研究費の配分機関に前項の報告書を提出するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、委員会は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、当該公的研究費の配分機関に不正使用の事実について報告するものとする。

(調査結果に対する対応)

第19条 最高管理責任者は、不正使用の事実が明らかになったとき又はその他必要と認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 学園は、不正使用者に対し、学園の諸規程に基づき、不正使用の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて、懲戒等の処分及び取引停止等の必要な措置を行うことができる。

3 学園は、私的流用を行うなどの悪質性の高い不正使用者に対して、刑事告発や民事訴訟など、法的な措置をとることができる。

4 最高管理責任者は、第2項に規定する処分が確定するまでの間、不正使用者が研究費等を使用することを禁止することができる。

5 最高管理責任者は、法令等に定めのある場合のほか、不正使用者には、既に使用した研究費等の全部又は一部を返還させることができる。

6 最高管理責任者は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、調査対象者にかかる業務活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置を講じなければならない。

(公表及び報告等)

第20条 最高管理責任者は、不正使用の疑いが生じたとき又は事実が明らかになったときは、必要に応じて、当該不正使用に関係する行政機関等に対し報告するものとする。

2 最高管理責任者は、不正使用の事実が明らかになったときは、速やかに調査結果を公表するものとし、公表する内容については、不正使用者の氏名・所属、不正の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属及び調査の方法・手順等とする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正使用者の氏名・所属を公表しないことができる。

3 最高管理責任者は、不正使用が存在しなかったことが確認された場合は、調査結果を公表しないことができる。

4 最高管理責任者は、調査結果及び是正措置について、調査対象者のプライバシーに配慮の上、遅滞なく通報者に対し通知するものとする。

(通報者及び調査協力者の保護)

第21条 通報及び調査に関する業務に携わる者(以下「担当職員」という。)は、通報者及び調査協力者(以下「協力者」という。)が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談の実施及び担当職員以外の者が電話又は電子メールなどを見聞きできない方策等、適切な措置を講じなければならない。

2 本学は、協力者が通報や情報提供を行ったことを理由として、当該協力者に対して、不利益な取扱い及び嫌がらせ等(以下「不利益な取扱い等」という。)を行ってはならない。

3 学園は、前項に規定する不利益な取扱い等を行った者に対し、学園服務規程に従って懲戒等の処分を行うことができる。

4 協力者は、通報や情報提供を行ったことにより不利益な取扱い等を受けた場合は、通報窓口へ不服の申立てをすることができる。

(秘密の保持)

第22条 本学及び担当職員は、協力者、調査対象者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、協力者及び調査対象者の意に反して漏洩することがないように、秘密の保持を徹底しなければならない。

2 本学及び担当職員は、協力者が匿名を希望する場合、公表時及び公表後においても協力者が特定できない方策を講じなければならない。ただし、不誠実な通報又は情報提供を行った者については、この限りでない。

3 最高管理責任者は、調査事案が漏洩した場合、協力者及び調査対象者の了解を得て、公に説明することができる。ただし、協力者又は調査対象者の責により漏洩した場合は、当人の了解は不要とする。

4 学園は、正当な理由なく秘密を漏洩した者に対し、学園服務規程に従って懲戒等の処分を行うことができる。

(監査体制)

第23条 公的研究費の使用にかかる内部監査（以下「監査」という。）は、学園の科学研究費助成事業経理事務取扱規程及び公的研究費経理事務取扱規程の定めるところにより行うものとする。

2 公的研究費における監査の充実強化を図るため、毎会計年度1回以上の監査を行うものとする。

3 監査にあたって、監査担当者は、監事、公認会計士（監査法人を含む。）及び不正防止計画推進部署等と連携し、効率的、効果的かつ多角的な監査を実施するものとする。

4 監査の実施にあたっては、過去の内部監査や、モニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して監査の質の向上を図るものとする。

（監査担当者の権限）

第24条 監査担当者は、学長からの委嘱にもとづき、監査対象者に対し、監査実施上必要な一切の書類の提出を求めるとともに、監査に必要な説明を求める権限を有する。

2 監査担当者は、必要により学外の関係先に内容の照会又は事実の確認を求めるものとする。

（監査対象者の協力義務）

第25条 監査対象者は、監査が円滑かつ効果的に実施できるよう協力しなければならない。

（監査方法）

第26条 監査の方法は次のとおりとする。

（1）通常監査 監査計画に基づき、研究計画調書・交付申請書・収支簿・証拠書類等により、当該研究課題における遂行状況及び経費の執行状況について行う監査

（2）特別監査 通常監査に加えて、実地検査等を伴う監査

（3）リスクアプローチ監査 不正が発生するリスク要因を踏まえ、サンプル抽出等を行った上で行う監査

（監査担当者の責務）

第27条 監査担当者は、事実の認定及び処理の適正性の判断について、常に公正かつ厳正でなければならない。

2 監査担当者は、監査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 監査担当者は、監査の実施に当たり、監査対象者の業務に著しい支障が生じないよう配慮しなければならない。

（監査結果の説明等）

第28条 監査担当者は、監査の終了後、その結果を監査対象者に説明又は提示を行い、監査対象者から意見等があるときは、十分にその意見を聴取し、監査報告書の作成に資するものとする。

（監査報告）

第29条 監査担当者は、審査終了後、速やかに監査結果をまとめた監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告しなければならない。

2 監査結果については、コンプライアンス教育の一環として、本学内で周知を図り、類似事例の再発防止を徹底する。

（改善等の指示）

第30条 最高管理責任者は、前条の監査報告書により改善等の措置が必要と認めるときは、監査対象者に対して業務改善等の指示を行う。

2 最高管理責任者は、監査結果を踏まえ、必要に応じて、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に公的研究費の管理・運営の改善を指示するものとする。

（監事の役割）

第31条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認した上で、教育研究評議会において定期的に報告し、意見を述べる。

2 監事は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(配分機関による調査への協力)

第32条 本学は、公的研究費の配分機関及び関係省庁が実施する公的研究費の管理・監査のガイドラインの履行状況調査等について、協力するものとする。

(事務)

第33条 この規程に関する事務は、事務部基盤整備課において行う。

(規程の改廃)

第34条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(その他)

第35条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規程の施行前に受けた不正使用に関する通報の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月12日から施行する。